



議会だより

ふたば

第136号
令和3年9月

発行：双葉郡双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎ (0246) 84-5200 (代表)



ふたば幼稚園
七夕祭

ねがいがかないますように…☆

主な内容

- 令和3年第2回定例会
- このようなことが決まりました…P2~5
- 委員会調査報告……………P6
- 一般質問……………P7~10
- 常任委員会・臨時会・研修会……………P11
- 要望書の提出・議会のうごき……………P12

が 決 ま り ま し た

令和 3 年第 2 回 議会 定 例会 は、6 月 15 日 と 16 日 の 2 日 間 の 日 程 で 開 か れ ま し た。
 条 例 の 一 部 改 正、補 正 予 算、農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 な ど が 提 出 さ れ、い ず れ も 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た。
 内 容 は 次 の と お り で す。

令 和 2 年 度 繰 越 予 算 の 報 告

事 業 名		繰 越 額
一 般 会 計	中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料	1,805円
	双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料 (第一地区分)	1,721円
	IRU光ファイバーケーブル移設事業	7,200,000円
	産業交流センター建築工事(その2)	30,000,000円
	産業交流センター修繕工事	9,000,000円
	橋梁補修事業	29,330,000円
	中田・観音堂線外道路改良事業	305,000,000円
	常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業	508,585,154円
事 業 特 別 会 計 公 共 下 水 道	双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業	1,141円
	水処理センター建設事業	100,000,000円
	公共下水道施設災害復旧事業	400,332,000円
	下水道管路被災状況調査事業	87,000,000円

【農業委員会委員の任命同意】

- ・鶴沼久江氏 (細谷) ・林 和男氏 (羽鳥)
- ・高木幸恵氏 (下条) ・高田喜寿氏 (浜野)
- ・澤上 榮氏 (羽鳥) ・泉田健一氏 (鴻草)
- ・木幡 治氏 (羽鳥) ・大橋利一氏 (細谷)

【主な補正予算】 ~追加補正~

- ・子育て世代生活支援特別給付金
37,200,000円
- ・営農再開支援水利施設等測量設計
業務委託料 11,000,000円
- ・森合橋災害復旧工事負担金
29,828,000円

第2回
定例会

6月15日・16日

このようなこと

◆ 条例の一部改正 ◆

● 双葉町税条例等の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴う改正

● 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正

東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う改正

● 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正

福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う改正

● 双葉町税特別措置条例の一部改正

減収補填制度を規定している総務省令のうち、令和2年度末に適用期限が到来するものについて適用期間を延長する改正が行われたことに伴う改正

● 双葉町国民健康保険税条例の一部改正

令和3年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴い、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの税率を改正するための改正

● 双葉町営住宅条例の一部改正

広町住宅、下条住宅、前田住宅、前田団地、谷沢町住宅の用途を廃止、別表から削除するための改正

【契約の締結】

○ 寺沢・渋川線道路災害復旧工事 請負契約

相手方 株式会社 伊藤工務店
代表取締役 伊藤和之

金額 48,400,000円

【土地の取得】

双葉駅西側第二地区一団地の復興再生
拠点市街地形成施設事業用地として
双葉町大字長塚字蛭子堂地内の土地
15,299.48㎡を取得するため

6 月 定 例 会 の 採 決 状 況

件 名	議 決 結 果
専決処分の報告について 専決第 2 号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更について	報 告
令和 2 年度双葉町一般会計継続費逓次繰越しの報告について	報 告
令和 2 年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費逓次繰越しの報告について	報 告
令和 2 年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について	報 告
令和 2 年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について	報 告
令和 2 年度双葉町公共下水道事業特別会計事故繰越しの報告について	報 告
専決処分の承認について 専決第 3 号 令和 2 年度双葉町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	承 認
専決処分の承認について 専決第 4 号 双葉町税条例等の一部改正について	承 認
双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正について	原 案 可 決
双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について	原 案 可 決
双葉町税特別措置条例の一部改正について	原 案 可 決
双葉町国民健康保険税条例の一部改正について	原 案 可 決
双葉町営住宅条例の一部改正について	原 案 可 決
双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託契約の一部変更について	原 案 可 決
常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の一部変更について	原 案 可 決
寺沢・渋川線道路災害復旧工事請負契約の締結について	原 案 可 決
土地の取得について	原 案 可 決
令和 3 年度双葉町一般会計補正予算 (第 1 号)	原 案 可 決
令和 3 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	原 案 可 決
令和 3 年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原 案 可 決
双葉町農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者又はこれに準ずる者とする事について	同 意
双葉町農業委員会の委員の任命について	同 意
国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案	原 案 可 決

議 員 発 議

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と 被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から10年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和3年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、16億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和元年12月20日、『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針』が閣議決定され、復興・創生期間後（令和3年度以降）における方針が定められました。その中で令和2年に、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針』が定められ、東日本大震災復興特別会計の継続が示されました。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

しかし、今年度より「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学時支援事業等となりました。今日においても、福島県では、令和2年4月1日時点で約6千5百人（自主避難除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています。（福島県子ども・青少年政策課公表）経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和4年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について強く要望します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和4年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月16日

【提出先】

復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣

委員会調査報告

総務教育常任委員会 町営住宅の解体状況に関する調査 (4月15日)

【報告の要旨】

- ①解体撤去に必要となる入居者からの書類について、入居者への丁寧な説明により、早急に手続きを完了すること。
- ②双葉町営住宅条例との整合性を図り、環境省による町営住宅の解体撤去を進めること。
- ③町営住宅以外の公共施設についても、早急に再利用すべき施設、解体撤去すべき施設のスケジュール等の方針を決定し、それぞれの計画を策定した上で進めること。
- ④引き続き、町営住宅及びその他の公共施設の解体撤去や再利用の状況についての進捗状況の情報共有を図ること。

以上、要点を申し述べ報告とします。

委員長	石田 翼		
副委員長	小川 貴永		
委員	菅野 博紀	伊藤 哲雄	



産業厚生常任委員会 双葉町内における上下水道の復旧に関する調査 (4月16日、5月12日)

【報告の概要】

- ①準備宿泊等今後のスケジュールの明確化
特定復興再生拠点区域内における上下水道の完全な復旧が令和 4 年 6 月となることが確認できた中で、明確かつ安心安全で、無理のない帰町スケジュール検討を求めます。
- ②今後の復旧作業も見据えた工期短縮の要請
今後の復旧事業において、スムーズな作業を進めるために、国・県と連携した体制づくり。
- ③今後起こりうる災害や安全対策への配慮
厳しいスケジュールを前提にした復旧事業のため、作業安全面や工成果物の正確性に努め、将来的な地震リスクにも耐えうるインフラ整備を求めます。
- ④準備宿泊・帰還準備等の広報及び相談窓口の設置
町内にて生活するためには、様々な個別課題を解決していく必要があります。また、段階的に帰町を希望する方もいる中で、継続的な広報かつ個別柔軟に相談ができる窓口の設置を検討願います。

以上、要点を申し述べ報告とします。

委員長	山根 辰洋		
副委員長	作本 信一		
委員	岩本 久人	高萩 文孝	



町政に切り込む!

一般質問

一般質問とは、議員が町の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をたずねるものです。

ここでは6月定例会に行われた一般質問の中で、特に注目したい質問を取り上げます。



【 作本 信一 議員 】

1. 特定復興再生拠点区域内の私有宅地の除草について 
2. 町立小中学校の再開時期について



【 菅野 博紀 議員 】

1. 双葉町帰還について
2. 処理水について 
3. 白地地区除染について
4. 新・生活サポート交付金について



【 山根 辰洋 議員 】

1. 住民目線の計画づくりについて
2. ふるさととの関わり継続について 



議員 一本 信作

質問

当町では、令和3年6月から希望する世帯に除草剤を配布することになりましたが、一部の町民から今は定期的に宅地の除草に行っているが、高齢のためにいつまで続けられるかわからないという話を聞きます。

環境美化の観点からも、個人で管理できなくなった宅地の対応について町長の考えをお伺いします。

町長答弁

10年にわたる避難生活を未だ継続している中で、避難前に町内で使用していた宅地が長期間放

問

高齢などの理由により、私有宅地の除草管理が

できなくなった場合の町の対応を問う

答

除草剤配付による所有者自らの土地管理を図りつつ、

土地の有効利用を模索しやすい状況を整えていく

置され、荒廃が進んでいることから、除草剤を配付する事業を始めました。

高齢のためにいつまで続けられるかわからないというご懸念も承知しておりますが、土地の管理は第一には所有者の方が行うのが原則です。しかしながら、避難生活で負担軽減や町内での環境美化を支援するために、除草剤の現物配付をさせていただくこととしました。

まずは、除草剤配付による所有者自らの土地管理を図りつつ、所有者の方が土地の有効利用を模索しやすい状況を整えていくために、まちづくり会社を含めた関係者間

再質問

他町では、まちづくり会社等による空き家空き地バンク、不動産利活用事業を進めているが当町での実施予定はあるか伺います。

町長答弁

当町においても、自治体の先行事例や効果などを見極めながら、まちづくり会社、民間不動産会社等と幅広く議論を重ね、検討を進めていきたいと考えます。



【除草剤配布の様子】

<作本議員の質問と答弁（概要）>

質問：町立小中学校の再開時期について

来年春頃を目標とした帰町に向けて、町立小中学校の再開時期の見通しについてお伺いします。

答弁：現時点では明確にお答えすることはできませんが、住民意向調査の結果、町への帰還状況などをしっかりと把握し、学校再開時期を判断してまいります。



こちらのQRコードから動画を視聴できます。



菅野 博紀 議員

質問

国と東京電力は、2年後に原子力発電所事故で発生した処理水の海洋放出をするとの方針を発表しました。

海洋放出に対しては、被害が出た時には補償するなどの対応の話もありましたが、現在までの原子力発電所事故の補償などの対応については納得しかねます。

また、我々の地域での放出は、双葉町の復興にとってマイナスにはなってもプラスにはならないと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

町長答弁

政府は、「ALPS処理水」を海洋放出することを決定し、2年程度後に海洋放出を開始することを目的に、具体的な準備を進めることを東京電力に求めました。

ALPS処理水の海洋放出により発生してしまつた風評被害への賠償は、あらかじめ賠償の範囲を明確にし、被害者に迅速かつ確実に支払われるような対策を講じるべきであります。

町では福島第一原子力発電所に保管されているALPS処理水について、国が責任を持って対応策を早急に決定するべきと政府に要望してまい

答

問

政府はしっかりと風評被害の影響緩和のための

対策や必要な施策を講じるべき

原発事故で発生した処理水の海洋放出方針について

双葉町の復興への影響を問う



りましたが、地元をはじめ、県内すべての産業等への風評被害も考えられるため、マイナスに働くことのないように、政府はしっかりと風評被害影響緩和対策や必要な施策を講じ、丁寧に説明を求めたいと考えております。

再質問

丁寧な説明がなされない中で海洋放出決定に対し、住民が納得する条件を国・東京電力に対して要望を行う考えはあるか伺います。

町長答弁

町は国のエネルギー政策による原子力災害の収束を担うことを覚悟し、責任をもって中間貯蔵施設を受け入れました。このことを踏まえ、国も同じように覚悟と責任をもってALPS処理水に関する問題解決にあたってほしいと強く伝えていきます。

<菅野議員のその他の質問（概要）>

質問：双葉町帰還について
役場庁舎の運用はいつ頃か。

答 弁：来年夏頃の業務開始を目標に進める。

質問：白地地区について
町は白地地区の町民の意見を聞いているのか。

答 弁：住民意向調査や町政懇談会等で意見が寄せられている。

質問：新・生活サポート交付金について
交付時期はいつ頃になるのか。

答 弁：12月の支給開始を予定している。



こちらのQRコードから動画を視聴できます。



山根 辰洋 議員

質問

復興庁意向調査によりますと、戻らないと決めている町民の6割ほどの方々が、町となんらかの関わりを持ち続けたいと回答されており、これまでに積み上げてきた町の文化・生活を後世に継承していくための貴重な関係人口になると考えられる。

町長答弁

帰還を希望されていない方についても、引き続き町民の生活再建支援及び双葉町との関係性の維持について、しっかりと取り組んでまいります。具体的には、町政懇談会の継続的な実施等のほか、被災者支援総合交付金を活用した「双葉町心の復興事業」により、避難者同士が自主的に取り組む交流活動や文化継承活動等のコミュニティ形成や、町内での賑わい形成等に資する



【賑わい形成活動の例】

問

町と関わりを持ち続けたい町民との関係性を

どのように維持していく考えかを問う

答

コミュニティ形成や町内でのにぎわい形成等に

資する活動を支援していく

活動を支援していく考えであり、今後も引き続き、双葉町とのつながり確保について積極的に取り組んでまいります。

実したつながり維持のための支援体制等の検討はなされるのか伺います。

の活用を支援策として検討してはいかがでしょうか。

再質問

町民との関係を積極的に維持する補助メニューの創設について、より充

町長答弁

町としては、関係者、関係団体をしつかりサポートできる支援を考えたいと思います。将来的には、国・県の財政支援が少なくなつてくると予測されるため、町独自の支援メニューも検討していきたいと考えています。

町長答弁

町への帰還に伴い、町内のどういふスポットと関係を持ってもらうかが大事だと考えています。ふるさと納税に関しては町の復興の後押しとして全国から納税が寄せられています。

再々質問

今後の計画づくりを進めていくにあたり、関係人口の目標指数を盛り込んではいかがでしょうか。また、ふるさと納税

しかしながら、その方への返礼品として何もお返しができるいない状況から、町の復興情報の発信や若い町民の方々の多様なアイデアなどを伺いながら、ふるさと納税の可能性を探ってまいります。

<山根議員のその他の質問 (概要)>

質問：住民目線の計画づくりについて

人物パターン別の計画を作ることが住民目線のまちづくりにつなると考えるのがいかがか。

答 弁：説明会や座談会等を通じ、多様な方の声を丁寧にお聞きし、居住希望者が確実に居住を決断いただけるよう、施策に反映してまいります。



こちらのQRコードから動画を視聴できます。

産業厚生常任委員会 6月24日・7月16日

双葉町では令和4年春頃を目標とした特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、準備宿泊を実施するための様々な取り組み状況について調査をすることを目的に関係各課から説明を受けました。

今後、調査結果をまとめ、第3回双葉町議会定例会にて報告をする予定です。

【調査事項】 準備宿泊に向けた町の取り組み状況について

【調査方法】 住民生活課・健康福祉課・農業振興課からの聞き取り調査

【説明内容】 ◆準備宿泊に向けた今後のスケジュール予定

◆放射線防護などの安全確保

◆医療体制、防犯体制、鳥獣対策

◆対象者及び滞在方法

◆進捗管理体制

令和3年第2回臨時会 7月16日

○水処理センター建設工事業務委託契約の一部変更について	原案可決
○下水道災害復旧工事（4工区）請負契約の締結について	原案可決
○下水道災害復旧工事（5工区）請負契約の締結について	原案可決
○下水道災害復旧工事（6工区）請負契約の締結について	原案可決
○下水道災害復旧工事（7工区）請負契約の締結について	原案可決
○下水道災害復旧工事（8工区）請負契約の締結について	原案可決
○下水道災害復旧工事（9工区）請負契約の締結について	原案可決

新人議員研修会 7月20日

令和3年7月20日、福島市「ホテル福島グリーンパレス」において、福島県町村議会議長会主催の新人議員研修会が開催されました。

【研修内容】

○地方自治法（議会関係）の解説

福島県総務部 市町村行政課

主 事 瀬戸 隆友 氏

○議員の心構えと議会運営について

福島県町村議会議長会

専門員 吾妻 邦博 氏



【新人議員研修会の様子】

石熊行政区から要望書が提出されました 8月5日

この度自民党・公明党東日本大震災復興加速化本部より第10次提言が提出されたことを受け、8月5日、双葉町いわき事務所において、石熊行政区長から双葉町議会に対し、要望書が提出されました。



【要望書提出の様子】

【要望書の内容】

帰還困難区域全域における
除染の早期実施



議会だよりへのご意見・感想をお寄せください。

双葉町議会事務局

電話：0246-84-5200
FAX：0246-84-5212
メールアドレス：
gikai@town.futaba.fukushima.jp

議会のこゝろ

6月

- 3日 福島県町村議会議長会定期総会
- 8日 議会運営委員会、議会全員協議会
- 15日～16日 令和3年第2回議会定例会
- 24日 産業厚生常任委員会
- 28日 双葉地方広域市町村圏組協議会全員協議会
双葉地方町村議会議長会郡内施設視察

7月

- 12日 双葉町観光協会第7回定期総会
- 16日 議会運営委員会
令和3年第2回議会臨時会
議会全員協議会
産業厚生常任委員会

8月

- 20日 福島県町村議会議長会 新人議員研修
- 24日 標葉郷野馬追祭出陣式
- 5日 石熊行政区長による要望書提出
- 24日 双葉地方水道企業団議会定例会
- 26日 福島県町村議会正副議長・事務局長会議
- 27日 双葉地方広域市町村圏組協議会定例会

編集後記

議会だよりふたばでは、議会の活動について「ネガティブな議会」ではなく「始動力のある議会」として、情報を発信してまいります。ぜひ、議会だよりふたばをご覧いただき、双葉町議会を身近に感じて、より一層知っていただけるよう議会報編集委員一同、工夫を凝らして参ります。
町民の皆様ご意見・ご要望などお気軽にお寄せください。

(小川)



【編集委員会】

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 石田 翼 |
| 副委員長 | 山根 辰洋 |
| 委員 | 小川 貴永 |
| 委員 | 作本 信一 |